

原発事故に関わる京都生協の現時点での商品の取り扱いについて

2011/6/14 機関組織運営部

1. 今回の事故は国レベルの緊急事態であることから、政府の定める判断・指示に沿った対応を行います。

現在、行政では今回の原発事故を受け、総理指示対象自治体(福島県、茨城県、栃木県、群馬県)及びその隣接自治体(宮城県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、千葉県)並びに暫定規制値を超えた食品の生産自治体(東京都)を定め、農水畜産物の放射性物質検査を毎日おこなっており、結果をHPで公表しています。検査した結果、基準外の検出が認められた農水畜産物については、都度、出荷制限措置等がとられています。さらに、出荷制限・摂取制限の設定・解除の指示については、市町村単位等県を分割した区域ごと、品目ごとにおこなわれています。このように行政がおこなっている検査は、検査頻度も多く、地域ごとに幅広くおこなわれており、また、公定試験機関や研究機関において標準化された検査方法で実施されています。京都生協が行政による商品検査(放射性物質検査)の結果やそれに基づく指示(出荷制限や摂取制限、出荷自粛措置など)を踏まえて、商品の取り扱いを行っているのは、こうした行政による科学的な検証が実施されていることによります。

2. 京都生協の考え方。

今回、行政では福島原発事故を受け、食品安全委員会が「放射性物質に関する緊急のとりまとめ」をおこないました。食品安全委員会はとりまとめるにあたり、国際放射線防護委員会(ICRP)から出されている情報を中心に、世界保健機関(WHO)等から出されている情報等も含め、可能な限り科学的知見に関する情報を収集・分析しておこなっていました。

食品安全委員会では、様々な情報を分析した結果、放射性ヨウ素については、年間50ミリシーベルトとする甲状腺等価線量(実効線量として2ミリシーベルトに相当)と定め、さらに、放射性セシウムについては、実効線量として年間5ミリシーベルトと決めました。この値は食品由来の放射線曝露を防ぐ上でかなり安全側に立った数値であり、日生協と同様に京都生協としても、現状では問題ないと考えています。

現在、食品安全委員会は引き続き、リスク評価を進めており、行政による検査結果が蓄積されてきています。こうした経過を日生協と連携しながら注視します。また、行政が検討している新たな暫定基準の結果に不足がある場合は、日生協と連携しながら意見を提起していきたいと考えます。

3. 日本と各国の指標値についての比較。

厚生労働省はこうした食品安全委員会の評価に基づき、食品に含まれている放射能の強さ(ベクレル)が、どれくらいならば、上記の実効線量を超えないかを日本人の平均的な食生活にあてはめて計算した値が表1になります。

表1. 日本の飲食物摂取制限に関する指標

核種	原子力施設等の防災対策に係る指針における摂取制限に関する指標値(ベクレル/kg)	
放射性ヨウ素	飲料水 注)	300(ベクレル/kg)
	牛乳・乳製品 注)	
	野菜類(根菜、芋類を除く)	2000(ベクレル/kg)

放射性セシウム	飲料水	200(ベクレル/kg)
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500(ベクレル/kg)
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	

注: 100ベクレル/kgを超えるものは、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。

日本の暫定指標値と各国の指標値とを比較したのが、表2になります。

表2. 現時点での放射性核種に係る日本と各国の指標値(単位はベクレル/kg)

核種	食材	日本	アメリカ	EU	マレーシア	タイ	韓国
放射線ヨウ素※1	飲料水※3	300	170	500	100	100	300
	牛乳乳製品※3	300	170	500	100	100	150
	野菜類(除根菜・芋類)	2000	170	2000	100	100	300
	その他	魚介類 2000	170	2000	100	100	300
放射性セシウム※2	飲料水	200	1200	1000	1000	500	370
	牛乳・乳製品	200	1200	1000	1000	500	370
	野菜類	500	1200	1250	1000	500	370
	穀類	500	1200	1250	1000	500	370
	肉・卵・魚・その他	500	1200	1250	1000	500	370

消費者庁、厚生労働省のHPより

※1.放射性ヨウ素(131)の半減期は8.0日 ※2.放射性セシウム(134, 137)の半減期は2.1年、30年。
 ※3.日本では、100ベクレル/kgを超えるものは、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導することとなっています。

この表からも、各国の指標値に差はありますが、現在、日本が出している暫定指標値が他国と比べて違いがあることがわかります。現在行政ではリスクの再評価が進められており、国民が安心できる結果が早急に策定された後、広く情報を開示していく必要があると考えます。

4. 組合員のみなさんが選択できるよう情報提供していきます。

放射能は目に見えないものであり、人体への影響がどうなのかといった議論については、マスコミや学者の意見も様々あり、専門的であることから消費者にはきわめてわかりにくくなっています。

京都生協では、前段で述べましたように、行政がリスク評価した内容について一定の評価をしており、行政による商品検査(放射性物質検査)の結果やそれに基づく指示(出荷制限や摂取制限、出荷自粛措置など)を踏まえて、商品の取り扱いをおこなっていくという考え方です。

しかしながら、政府の出荷制限規制値以下であっても、「不安だから利用したくない」と思われている組合員もおられるのも事実です。こうした方には、商品選択の判断ができるよう、福島県に隣接する県からの農産品について、商品案内カタログ紙面で当該県名を個別に明示するようしております。また今後は、原発事故にともなう放射能の汚染問題やエネルギー政策に関わる学習会の場を持ち、こうした問題について組合員のみなさんといっしょに考える機会を持っていきたいと考えます。

以上